

第一次世界大戦前ドイツの市民女性運動

——1894—1908年の急進派を中心に——

若 尾 祐 司

目 次

はじめに

- 1 急進派女性運動の形成
- 2 共同化への努力
- 3 急進派と婚姻・家族法問題
- 4 刑法218条（墮胎罪）問題

おわりに

はじめに

ドイツの市民女性運動は、20世紀への世紀転換期に急速な発展局面を体験する。その軌跡は、アメリカ合衆国の先例にならって1894年に結成されたドイツ婦人団体連合（B D F）に明確に示される。多様な市民女性団体を統合するこの屋上組織は、1901年には約7万人、1914年には50万人の女性をその傘下に有した。

この第一期女性運動について、本格的な研究の口火は1970年代後半に、イギリス人歴史家R. J.エヴァンズによって切られる。彼によれば、「1894—1908年の急進派フェミニズムの局面」とフェミニズムから撤退して権威主義的・社会ダーウィン主義への傾斜を強めていくそれ以後の時期とが峻別される。このフェミニズムの発展期から崩壊期への転換は、1908年B D F第八回総会によって画される。この総会で、刑法218条（墮胎罪）の破棄という急進派提案にたいし、これを拒否する稳健派との間に対立が激化し、稳健派が急進派の要求を葬って主導権を握り、右傾化への道を開いた、と⁽¹⁾。

市民女性運動のなかの二つの潮流について、このように進歩と反動へと二分化する政治的な評価は妥当性をもつのか。この問題と関連して、B D F会長に就任して間もない時期の1900年9月1日付け『中央紙』に、マリー・シュトリットが寄稿した「急進と稳健」と題する一文が注目される。すなわち、「私たちの運動において問題なのは、あらゆる生活領域に女性の影響を及ぼすことであり、従来の見方や制度を根本から問う努力、すなわち急進的改革であることを今日では稳健派も完全に知っている。同じく、このような変革は一步一歩進むのみであり、その要求や望みがどんなに正しかろうと、それらは一挙にではなく、一つずつしか実現できない

ことを急進派も知っている。女性運動の内部にさまざまな原則対立があるといつても、そこで問題なのは私たちの望むもの、最終目標なのではなく、せいぜい目標に向かって進む道、テンポ、私たちの希望の表現の仕方なのである」⁽²⁾と。

シュトリットのいうように、二つの潮流は最終目標を同じくし、両者の間の対立は単に個人的な確執や運動テンポの差異にもとづくものであったのか。それとも、女性の解放をめぐる根本的な対立が含まれていたのか。この問題に本稿は、左派・進歩派・急進派として自己を押し出したグループにそくして迫ってみたい。というのも第一に、これまで市民女性運動研究の比重は稳健派に傾き、急進派についての考察が十分になされていないこと⁽³⁾。しかし第二に、市民女性運動の側から出された綱領的要求の多くが左派のイニシアティヴに発していたことは、誰れもが認めるところであるからである。

以下、まず第一章で急進派女性運動の形成過程と自己認識を概括する。ついで第二章で急進派がめざした単一の女性運動への努力を、第三章でドイツ民法典の婚姻・家族法にたいする闘いを、第四章では刑法改革問題について218条論議を中心に検討する。対象とする時期は、1894—1908年の「急進派フェミニズム的局面」に限定される。この局面において、急進派が果たした歴史的役割を解明しておくことが、さしあたっての課題である。

注

- (1) R. J. Evans, Feminism and Female Emancipation in Germany 1870-1945. Sources, Methods, and Problems of Research, in: Central European History, Bd.9, 1976, S.323-351; Ders., Liberalism and Society. The Feminist Movement and Social Change, in: ders. (Hg.), Society and Politics in Wilhelmine Germany, London 1978, S.186-214 (エヴァンズ、望田幸男・若原憲和訳『ヴィルヘルム時代のドイツ——「下から」の社会史——』晃洋書房、1988年、とくに105—108頁、同論文は、Ders., Rethinking German History. Nineteenth-Century and the Origins of the Third Reich, London 1987に再録されている)。1908年にはライヒ結社法が成立し、女性に結社の自由が認められる。これに伴う女性運動の大衆化が、同時に保守化の要因をなすとエヴァンズはみている。エヴァンズの市民女性運動史論について、稳健派にそって批判的な検討を試みたものとして、若尾「第一次世界大戦前における市民的女性運動と家父長支配」『名古屋大学法政論集』110号、1986年、199—254頁(この論文ではGemäßigteを温和派と訳出しているが、最近の傾向にしたがって稳健派に統一する)がある。本稿は、その統編をなす。
- (2) Centralblatt des Bundes Deutscher Frauenvereine, Jg.2, 1900, S.83f, in: der Bund Deutscher Frauenvereine. Teilbereich des Helene-Lange-Archivs, Karton 58, Abt. 16, I, Film 258-9. BDF関係の資料をマイクロ・フィッシュ化したヘーネ・ラング・アルヒーフについて、以下ではHLAと略記する。1899年に創刊された『ドイツ婦人団体連合中央紙』はBDFの機関誌であり、会長シュトリットが編集している。以下ではCentralblattと略記する。
- (3) 市民女性運動の研究状況について、まず住沢とし子「第二帝制期ドイツにおける母性主義フェミニズム——ラングとボイマーを中心として——」『思想』768号、1988年、47—72頁、および若尾、前掲論文を参照。住沢論文にも示されるように、これまでの研究は、稳健派の母性主義に焦点をあてる傾向が強い。そのようなものとして、Vgl. Irene Stoehr, „Organisierte Mütterlichkeit“. Zur

Politik der deutschen Frauenbewegung um 1900, in: K. Hausen(Hg.), Frauen suchen ihre Geschichte , München 1983, S.221-249; Dies., Fraueneinfluß oder Geschlechterversöhnung? Zur „Sexualitätsdebatte“ in der deutschen Frauenbewegung um 1900, in: J. Geyer - Kordesch u. A. Kuhn(Hg.), Frauenkörper/Medizin/Sexualität, Düsseldorf 1986, S.159-190; Dietlinde Peters, Mütterlichkeit im Kaiserreich. Die bürgerliche Frauenbewegung und der soziale Beruf der Frau, Bielefeld 1984; Christoph Sachße, Mütterlichkeit als Beruf. Sozialarbeit, Sozialreform und Frauenbewegung 1871-1929, Frankfurt M. 1986.同時に、80年代には宗派女性運動にかんする研究も進む。Vgl. Marion A. Kaplan, Die jüdische Frauenbewegung in Deutschland. Organisation und Ziele des Jüdischen Frauenbundes 1904-1938, Hamburg 1981; Alfred Kall, Katholische Frauenbewegung in Deutschland. Eine Untersuchung zur Gründung Katholischer Frauenvereine im 19. Jahrhundert, Paderborn u. a. 1983; Jochen-Christoph Kaiser, Frauen in der Kirche. Evangelische Frauenverbände im Spannungsfeld von Kirche und Gesellschaft 1890-1945. Quellen und Materialien, Düsseldorf 1985.さらに地域の女性運動研究として、古くは Helmut Beilner, Die Emanzipation der bayerischen Lehrerin - aufgezeigt an der Arbeit des bayerischen Lehrerinnenvereins(1898-1933), München 1971, また新しくはElisabeth Meyer -Renschhausen, Weibliche Kultur und soziale Arbeit. Eine Geschichte der Frauenbewegung am Beispiel Bremens 1810-1927, Köln 1989があげられる。急進派については、後に触れる母性保護連盟の研究を除けば、まとまった研究書はない。市民女性運動の一般的な叙述のなかで, Barbara Greven - Aschoff, Die bürgerliche Frauenbewegung in Deutschland 1894-1933, Göttingen 1981; Ute Gerhard, Unerhört. Die Geschichte der deutschen Frauenbewegung, Hamburg 1990が、一定の立ち入った言及を行なっているにすぎない。

1 急進派女性運動の形成

1904年の著書『左派』において、エルゼ・リューダスは「ほぼこの10年間、新しい路線、すなわちまさしく左派の路線がドイツ女性運動の内部でますます明白に結晶化した」⁽¹⁾と指摘している。主要にはリューダスによりながら、まずもって急進派女性運動の軌跡とその女性運動観を概括しておこう。

まず第一に、リューダスによれば、ドイツ女性運動のなかには初発から「二つの異なる流れ」が存在した。一方は、従来の活動領域から機械によって追い出された、中間層女性のために「労働への権利」を新たに闘いとろうとするものである。他方は、働く諸階級の女性と子どもを搾取から守ろうとするものである。1865年設立の「全ドイツ婦人協会」(ADF)の場合、創設者ルイーゼ・オットー=ペータースの関心は女性労働者にも向けられていたが、協会の活動は中間層女性の職業と教育といった問題に集中していった。1876年にイギリスの廃娼主義者ジョゼフィン・バトラーが、ベルリンの女性活動家リナ・モルゲンシュテルンをとおして廃娼運動への参加を呼びかけたときにも、ADFは風紀問題へのかかわりを拒否した。そのため、廃娼運動のドイツへの移植をゲルトルート・ギヨーム=シャックが単独で試み、1880年に「ドイツ文化連盟」の名で支部結成にいたる。しかし、文化連盟は1886年に警察によって禁止され、ギヨーム=シャックは「ドイツは『男女の等しい道徳』という偉大な思想のために、まだ十分には成熟

していない」⁽²⁾という痛恨の感情を抱いてイギリスに渡る。とはいっても、風紀運動に加わった働く女性たちは、中間層女性よりもいっそう明白に女性の経済的困窮と売春との関係を認識し、文化連盟の集会のなかから1885年には「女性労働者の利益を代表する協会」が設立される。したがって、1865年AD F創立のライプツィヒ会議に市民女性運動の誕生が画されるとすれば、1885年にドイツにおける労働者女性運動の開始点が記される、と。

第二に、急進派の発展史は、ベルリン婦人福祉協会から進歩的女性協会連合への軌跡にたどることができる。1888年2月に結成された婦人福祉協会の会長ミナ・カウラーは、同年10月の日記につぎのように記している。「私は女性運動の只中にある。私の全精神——と言いたい——がいまやこの運動に集中される」⁽³⁾と。1893年5月にはカウラー編集の機関誌『婦人福祉』第一号が発刊される。

カウラーを中心にして婦人福祉協会が急進派の形をとるにいたるまでには、二つの節目があったと推定される。一つは、1894年1月30日総会での会長交替問題である。ここで初めて、カウラーとヘレーネ・ランゲを推すグループが対立し、左右の亀裂が明白になる。この対立の底流には、風紀問題にたいする取り組みの是非という問題があった。すなわち、1892年4月に婦人福祉協会は、ベルリンで青少年保護協会を設立して風紀運動を再建したハナ・ビーバーベームを招いて講演会を開催した。しかし同年の6月に、婦人福祉協会の幹部会は風紀運動の中心をなす売春問題への一切のイニシアティヴを拒否することを決定する。このように売春問題へのかかわりを忌避し、教育改革を重視するグループが、女子教育改革運動の中心人物としてのランゲを会長に推し、匿名の回状を協会メンバーに発送する。しかし、総会の多数派はカウラーを支持し、会長交替計画は挫折する。逆に、ビーバーベーム、ジャネット・シュヴェーリン、リリー・ギツィスキー（後にブラウン）らが幹部会員に加わり、風紀問題、選挙権問題、民法典問題へと活動領域を一挙に押しひろげる体制ができあがる⁽⁴⁾。そして1893年にランゲが創刊した穏健派の機関誌『婦人』に対抗し、1895年に『婦人福祉』に代わって引き続きカウラー編の『女性運動』が発刊される。同時に、この年のBD F第一回総会（ミュンヘン）で左側に席を占め、「左派」の存在を誇示する。

もう一つのきっかけは、「ハインツェ法」⁽⁵⁾への請願問題を契機に明白になった、売春統制にかんする路線対立である。青少年保護協会のビーバーベームは、売春にたいする警察統制の撤廃をめざす廢娼連盟の方向とは逆に、一切の営業的猥褻行為に刑事訴追を課すという方向で管理売春を無効化する道を追求していた。これにたいしカウラーは、スイスでの在学中に廢娼運動の考えを吸収したアナ・アウクスブルクに支持されて、廢娼連盟の側に立つ。1898年夏の廢娼連盟ロンドン国際会議に対する、バトラーからの招待状を受け、婦人福祉協会の幹部会では激しい論争がなされる。その結果、協会の見解は一致していないから国際会議では自分の意見を述べないという条件で、カウラーとビーバーベームの派遣が決定される。この条件をカウラーのみが受け入れて参加し、廢娼運動へのいっそうの確信をもって帰る。基本的にはこの問

題での亀裂により、しかし表面的には婦人福祉協会から B D F に提起された組織再編プランへの賛否を契機とし、青少年保護路線をとるビーバー・ペームやシュヴェーリンら40名ほどが離脱していく⁽⁶⁾。

以上の二つのステップを経て、1899年10月6日に婦人福祉協会系の組織を中心として「進歩的女性協会連合」が結成される。明確なプログラムを掲げなかった B D F の設立大会とは対照的に、ここでは四点の共同綱領が採択される。すなわち、①「風紀問題における二重モラルの原則とその影響」にたいする闘い、②「政治的権利とりわけ婦人選挙権の重視」、③中・高等男子学校への女子の入学許可、男女統一学校の義務化など「女子教育の転換」、④「市民女性と労働女性との統一的行動」の追求、である⁽⁷⁾。このように廃娼運動と婦人参政権運動とを双軸とするプログラムは、市民女性運動がその一角において市民女性の利害を超え、女性一般の利害に立つにいたったことを、明確に示すものといえよう。

第三に、この「左派」の立場が、女性運動全体のなかでどのような位置を占めるのか、という問題である。リューダスによれば、ドイツの女性運動は四つの潮流からなる。第一は、社会民主党 (S P D) の女性運動である。S P D 綱領は、あらゆる分野での男女同権を掲げる。しかし、この要求は資本主義に代わる社会主義の経済秩序によってのみ実現可能とされ、女性運動は資本主義への階級闘争に従属せしめられる。

つぎに独立女性運動がある。その積極的要求は、社会民主党のそれとまったく重なる。異なるのは、その要求実現のために「まずもって未来国家が必要というのではなく、すでに今日の経済秩序の内部で社会改革の過程において、これらの諸点が実現されるという立場」⁽⁸⁾である。また、男性の後進性により市民女性運動は、しばしば男性にたいして闘うことを強いられるが、労働者女性運動は男性と肩を並べて経済闘争を闘いぬくとする。しかし、経済的側面と並んで、すべての女性が闘いぬかねばならない固有の女性問題がある。それは「性的側面」であり、また家族のなかの女性の地位である。この点で女性問題は、「一つの大きな人間性問題」である。この問題を解決するためには、いかに強大であれ一政党では弱すぎる。つまり、女性運動は政党や宗派をこえて、すべての諸民族の男女にかかわる独立した運動であらねばならない。

この独立女性運動のなかに、ドイツでは二つの路線が存在する。一方は、選挙権の獲得により女性差別の法的基盤を一挙に解体することを目指す。他方は、女性の政治的未成熟を重視し、公益活動・自治体奉仕・教育向上による実績づくりを目指すものである。

最後に、宗派女性運動がある。1899年設立のドイツ福音婦人連盟は、「神の言葉に開示された福音主義の精神において女性問題の解決、宗教および風紀の刷新、国民生活の経済的社会的向上」⁽⁹⁾に協力することをうたう。そこには、女性の政治参加を否定し、「神によって望まれた」とされる男女の役割分担を強調するという問題点が含まれる。

以上、急進派の自己理解からすれば、穏健派との間に根本的な対立があるのでなく、両者の相違は運動のテンポや戦術の差にすぎない。のみならず、その出発点の差異から市民女性運

動と労働者女性運動が別々に発展するとしても、両者の目標は完全に同一である。むしろ、宗派女性運動との間に目標のズレが残されている。いずれにせよ、階級や宗派を超えてすべての女性に共通する「人間性問題」にたいしては、「女性運動そのもの」が要請されるのであり、その中心テーマは家族と性の問題にある。したがって、左派女性運動論の核心は、この女性固有の問題領域をカバーして男女の同権化を実現するため、さしあたって市民と労働者という階級的基盤を異にする二つの女性運動を、共同行動によって一つの戦線へとまとめあげていくことにあった。この点で、進歩的女性協会連合のプログラムにおいて、最初に風紀=廃娼運動があげられ、最後に共同行動があげられたことは、けっして偶然ではなかったと思われる。とはいえ、B D Fの内部でこの急進派路線は、どの程度の現実性を有したのか。まず、共同行動のための取り組みをみておこう。

注

- (1) Else Lüders, *Der "linke" Flügel. Ein Blatt aus der Geschichte der deutschen Frauenbewegung*, Berlin 1904, S.7.
- (2) Ibid., S.13.ギヨーム・シャックは、シュレージエンの伯爵シャック家の出身。生年は不明で、1903年ロンドンに死す。スイスの芸術家と結婚後に売春問題に取り組み、1882年の風紀問題にかんするダルムシュタット講演で家宅捜査を受け、裁判にかけられる。そのため市民女性から排除され、社会民主党に接近する。1887年の党大会に女性として初めて参加する。晩年はアナキズムへ向かう。以下、女性活動家の個人史については主につぎの文献による。これについて、とくに明記はない。Marielouise Janssen-Jurreit(Hg.), *Frauen und Sexualmoral*, Frankfurt M. 1986; Ilse Reicke, *Die großen Frauen der Weimarer Republik. Erlebnisse im „Berliner Frühling“*, Freiburg i. B. 1984; Marie Juchacz, *Sie lebten für eine bessere Welt*, Hannover 1971; Gerhard, op. cit.
- (3) Minna Cauer, *Leben und Werk. Dargestellt an Hand ihrer Tagebücher und nachgelassenen Schriften von Else Lüders*, Stuttgart 1925, S.75.カウナーは1841年に生まれ、1922年ベルリンに死す。シュレージエンの牧師の娘で旧姓はSchelleという。1862年に最初の結婚をするが、夫は精神病を患い1866年に死亡する。女教師の資格を得たのち、女子教育に尽くした教育家エドワード・カウナーと1869年に再婚する。第二の夫は1881年に亡くなり、その痛みから立ち上がって47歳で女性運動に従事する。1895—1919年の25年にわたり、雑誌『女性運動』を個人的および財政的に支えて発行する。カウナーと婦人福祉協会についての本格的なモノグラフィーはまだない。
- (4) 以上について、Vgl. Lüders, op. cit., S.19-21.後年の1897年2月2日の日記にカウナーは、シュトリットの訪問をうけて交わした話の内容をつぎのように記している。「私にとって何も目新しいことではないが、Frl.ランゲが私にたいして個人的反感のみならず燃えるような憎しみをもっており、そのため私が連合の幹部会に属することはないだろう——皆は私が重要な地位につくべきと感じているにもかかわらず——、と彼女は認めた」(Cauer, op. cit., S.103.)と。

シュヴェーリンは1852年ユダヤ人知識層の出身で、1899年に新設の『B D F中央紙』の編集を引き受けるが、この年に手術の結果死亡する。カウナーとともにベルリンの「社会支援活動女子・婦人グループ」でソーシャルワークに従事し、1896年からはB D Fの女性労働者保護委員会を指導する。

ギツィスキー(ブラウン)は1865年にプロイセンの将軍v. Kretchmannの娘として生まれる。1890年に父が退役したのちに貧しさを経験し、ベルリンに出て講壇社会主义者のゲオルグ・フォン・ギツィスキーと1893年に結婚する。婦人福祉協会に参加し、1894年12月2日に「市民女性によって招集された最初の国民集会」で「女性の市民的義務」を講演し、「広範な公衆の面前で初めて女性選挙権の要求」を提示する (Lüders, op. cit., S.23.)。1895年には最初の夫が死亡し、翌年には社会民主主義者のハインリヒ・ブラウンと結婚してSPDに加わる。労働者女性運動と市民女性運動との提携をめざした彼女の路線はクララ・ツェトキンと対立する。SPD内では、夫とともに修正主義を支持して1916年に死す。自伝として、Lily Braun, Lehrjahre, München 1909 u. Kampfjahre, München 1911, abgedruckt in: Memorien einer Sozialistin, Berlin 1985. またツェトキンとの対立について、Vgl. Beatrix W. Bouvier, Einleitung, in: Braun, Die Frauenfrage. Ihre geschichtliche Entwicklung und ihre wirtschaftliche Seite, Ndr. Berlin 1979, S. XIII-XXII; R. J. Evans, Sozialdemokratie und Frauenemanzipation im deutschen Kaiserreich, übersetzt von W. G. Sebald, Berlin 1979, S.103-146.

ランゲは1848年オルデンブルクの商人一家に生まれ、1930年ベルリンに死す。1890年にはA.シュミットらとともに「全ドイツ女子教員協会」を設立し、1893年から死にいたるまで雑誌『婦人』を編集する。1896年からはゲルトルート・ボイマーが共同編集者に加わる。ランゲの自伝として、Helene Lange, Erinnerungen, Berlin 1921がある。そのなかでランゲは、急進派の指導者はカヴァーーとアウクスブルクであるとし、「急進派の場合には抽象的な権利思想がより強く、しかも同時に個人主義的形態において前面にあった。ここでは男女の精神の違いという事実——女性の固有の本質——から、新しく作り出すべき生活諸形態を引き出すことが、平等の強調によって押しのけられた」(Ibid., S.225)と回想している。同時に、権利主張を性急に行なう新しい世代と地道に成果をめざした従来の女性運動の指導者との間に、「気風の深い対立」(Ibid., S.224)が存在していたと指摘している。

- (5) 1891年売春仲介業者のハインツェ殺人罪裁判を契機に、風紀取締の強化が策され、1900年には刑法180条a項の新設による売春帮助の構成要件確定のみならず、少年保護や猥亵文書の規制を強化する「ハインツェ法」が、左派や自由主義者の抵抗をおさえて成立する。Vgl. Gerhard, op. cit., S. 248f.
- (6) 以上について、Vgl. Lüders, op. cit., S.30-35.青少年保護路線=規制派(Reglementaristen)と廃娼派(Abolitionisten)との対立については、Janssen-Jurreit, Einleitung, in: dies. (Hg.), op. cit., S.15-57.またブーロー、香川檀他訳『売春の社会史』筑摩書房、1991年、406—408頁。1899年のプロイセンにおいて、公立病院の性病女性患者が約1.4万人、病院治療はまれで実数は少なくともその4倍を超え、また売春婦の数は10~20万人と見積もられている(Ibid., S.22)。1902年10月には「ドイツ性病撲滅協会」がベルリンで結成され、廃娼グループも参加する。しかし、翌年のフランクフルト第一回総会に集まった医師たちの大部分は規制派であった。この総会の論調を、廃娼活動家アナ・パブリッツが生き生きと伝えている。すなわち、廃娼主義は「女性の立場」にすぎず、男性には「完全な節制」という超理想主義的立場は不可能であり、この「男性モラル」の立場からは「売春の兵営化」「健全な売春」が要求される、と。この論調にたいしパップリツは、「いったいこれらの紳士たちは、廃娼主義の立場がフランス、イギリス、イタリア、スイスの医学の権威によって代表され、イギリス、スイス、ノルウェーといった諸国では——売春統制の廃止後に——性病が減少していることを知らないのか」(Anna Pappritz, Herrnmoral, 1903, abgedruckt in: Janssen-Jurreit, op. cit., S. 83-94, hier S. 90.)と慨嘆している。なお、性病撲滅協会について、川越修「近代都市の形成過程——世紀転換期のドイツ社会——」『ヒストリア』130号、1991年、84—94頁、を参照。

ビーバー・ベームは1851年に生まれ、1910年に死す。若い時代の経歴は不明。1889年青少年保護協会を設立し、1893年三人のドイツ女性の一人として、シカゴ国際婦人会議に参加している。

アウクスブルクは1857年に生まれ、1943年チューリヒ亡命中に死す。女性の権利のため法学を学ぶべく決意し、1893年チューリヒ大学に登録、1897年に学位をとりドイツの女性ユリスト第一号となる。1896年に知り合ったリダ・グスタヴァ・ハイマンとともにハンブルクで生活共同体をつくる。1902年にはドイツ婦人選挙権協会を設立、1915年にはハーグ婦人平和会議の呼びかけ人の一人となる。アウクスブルクとハイマンは、短髪でズボン、乗馬に自転車、さらに1928年には免許をとつて二人で全ドイツ旅行をするといった生活スタイルで、「女権主義者」(Frauenrechtlerin) のなかでもランゲが最も嫌う、ドイツでは「せいぜい 1 ダースの例」(Lange, op. cit., S.219.) の代表格であった。この二人の伝記は、Lida Gustava Heymann u. Anita Augspurg, Erlebtes-Erschautes. Deutsche Frauen kämpfen für Freiheit, Recht und Frieden 1850-1940, hrsg. von M. Twellmann, Meisenheim 1972.

(7) Lüders, op. cit., S.68.

(8) Ibid., S.50.

(9) Ibid., S.53.

2 共同化への努力

すでに1894年3月末、ベルリンでのB D F設立大会において、労働者女性運動にたいする関係という問題が表面化した。すなわち、設立準備委員会は、祖国婦人協会など純粋慈善団体に呼びかけを行う一方で、社会主義の女性労働者協会には、参加呼びかけを行わなかった。その理由を、B D F会長アウグステ・シュミットは、結社法適用の危険を避けるためと説明した。つまり、政治結社への女性の結びつきは法律によって禁止されており、女性労働者協会は政治的なものであり、したがってそれらは排除されねばならないと⁽¹⁾。これにたいして大会の席で、ギツィスキーやカウアーら婦人福祉協会のメンバーから抗議の声が出される。しかし多数派は、準備委員会の見解を承認し、女性労働者組織を排除して、女性運動の屋上組織を設立する決定が下される。カウアーラ四名は、3月31日付けS P D機関紙『前進』に抗議声明を発表する。同年4月17日の日記にカウアーラは、つぎのように記している。「私は本当に真実をもって『私の同志たちの仲間だ』ということができるのであろうか。おそらく私の体は、まだブルジョワ的で、私の心は完全に我が人民とともにある。その行動ではなく、その理念において、社会民主党が私を強力に魅きつける。そこには生命があり、理想がある。我が身分にあっては、多くが死んだものであり、残りかすにすぎない」⁽²⁾。このように社会民主党と女性労働者への明白なシンパシーをもったカウアーラの抗議行動にたいし、B D F幹部会は、弁明的な声明を出す。つまり、「公益的活動」の基盤に立つ女性労働者協会の加入は歓迎するが、結社法のために「事実上は政治扇動を課題とする協会」については加入を認める状況にない、と⁽³⁾。

かくてB D Fの設立は、それ自体が階級的分離線を固定化していく契機となった。S P D系女性のなかでも、女性のなかの階級対立がこれまで以上に厳しく定式化される。10月31日付け『平等』は、「われわれは唯物的歴史観に立つものである。ブルジョワジーの一員には、スカー

トをはいていようとズボンであろうと、社会主義の努力にたいする敵対者以上のものをみない」⁽⁴⁾と応じる。しかし、共同のための努力を急進派は継続する。まず第一は、1896年9月の国際的な女性フォーラムの開催である。このベルリン国際会議には、あらゆる女性グループに招待状1万部が発送された。ここに、初めて二つの女性運動の指導者たちが席を同じくし、劇的な論争が突発する。その経緯は、議事録にしたがいゲールハルトによって復元されている。まずシュヴェーリンが開会の辞を述べ、どのような分野で階級を超えた闘いが可能かと問う、国民学校改革や女性の法的地位から工場検察官問題にいたるまで積極的な回答を示す。これにたいしてツェトキンが攻撃的な反論を加え、すべての問題の背後には階級問題があり、いかなる妥協の余地もありえないと主張する。これについてブラウンが、ドイツではどうして左右の対立が激しいかを国外の参加者に説明する。さらにツェトキンにたいし、アウクスブルクが革命という「血を流す残虐行為」によっては、発展の芽が摘み取られると批判する。再びツェトキンが応じ、「血の革命」は敵の出方によって決まるものであり、そのような事態が生じるとしても責任は支配階級にあると反撃する。最後に議長のカウナーが、論争のなかで異なる立場が示されるとしても、対立点の明確化自体に意義があるとしつつ、「ここであらためて指摘したいことは、女性のみが一方の岸から他方の岸へと橋をかけうるのです」としめくくる⁽⁵⁾。この会議の準備過程にあった同年8月13日にカウナーは、「ツェトキン夫人が偏見をもって私を攻撃するとしても、私は我が人民の闘う被抑圧階級をけっして攻撃しないだろう。教養をもち、より恵まれた者として私たちは下層の闘いを理解し、その要求への理解ある同調によって、また攻撃には答えないことによって、橋をかけなければならない」⁽⁶⁾と日記に記している。カウナーにとり女性運動の存在理由は、まさしく市民と労働者という階級の間に引かれた分離線を突破することにあったといえよう。

第二は、1900年9月29日のB D F第四回総会である。この日の総会討論においてカウナーは、問題によっては市民女性運動と協力するというブラウンらのS P Dマイント党大会決定を引き合いに出し、女性労働者問題においては、市民女性運動は女性社会主義者と協力してのみ前進できると強調した。これを受けて、リシュネブスカが「女性問題の諸事項において、市民女性運動と社会主義女性運動が強調することを、第四回B D F総会は望ましいものとみなす」という決議案を提出する⁽⁷⁾。この決議案は、翌日の第三非公開会議の議題とされる。そこで提案理由としてリシュネブスカは、①B D Fがその設立時に女性労働者を拒絶して政治的協会を排除するという誤りを犯したこと、②S P D側の決議にたいし、B D F側からも友好的に答える義務があることを強調した。しかしB D F多数派は、S P Dにたいするそのような態度表明に反対した。ランゲとイーカ・フロイデンベルクが対案を出す。「女性運動と女性労働者運動の代表者の協調の重要性を認め、共同の活動分野での協調の可能性を、そのつど考慮し追求することを進める」と。ランゲの提案理由は、第一に「社会主義」という言葉は政党呼称であり、これとかかわりをもつことはできない。第二に、B D F設立時に拒否されたのは女性労働者ではなく、

政治的協会のみである。第三に、たしかに結社法により固有の政治的な女性協会は存在しない。しかし、その傾向にしたがって政治的といえるものがあり、その多くは結社法によって解散された経験をもつ。そのような危険のともなう協会と結びつきをもつことはできない、という諸点である。ランゲの対案にたいし、カウアー、アウクスブルク、リシュネブスカが再度反論を行う。しかしながらランゲ案が、冒頭に「市民」を追加する修正を経て採択される⁽⁸⁾。

この問題は、その後も尾を引く。カウナーは『女性運動』によってただちに批判を加えた。「Frl. ランゲはBDFの設立にさいし女性労働者が排除された事実を否定する。まさしく政治的とみなされるにちがいない女性労働者協会との関連でのみ、この言葉が意味をもっていたのである」と。そして、この誤りにたいして、モルゲンシュテルン、クナウク-キューネ、ギツィスキーとカウナーの四名が抗議を行った歴史的事実までを否定するのか、と。これにたいしてランゲ側は、『中央紙』に前会長シュミットの声明文を掲載した。「私と他の人々は、もっぱら政治的協会の不採用」のみを提案したのであり、それも「ドイツでは政治的協会の結集が禁止されているという単純な理由から」であったと。さらにランゲが、「連合の問題における正しい立場について」という解説を付し、1894年3月30日『前進』紙上の抗議文を引用して、以下の諸点を指摘する。①当時は、カウナー自身が「社会民主主義女性労働者協会」という言葉を使っていたのであり、そのようなグループの排除だけが問題であった。②クナウク-キューネは『前進』紙上に名は無い。③『前進』での声明という重大な行動について、カウナーは前日に何も触れなかった、と⁽⁹⁾。

シュミット声明にたいしては、女性運動編集部が明確な反論を加える。「その活動の過程で一つの協会が政治的とされ解散させられる場合を考えても、BDFにとって、そのことは一メンバーの脱落をもたらすのみであり、BDFの存続にいかなる影響を与えるものでもない」⁽¹⁰⁾と。この点でランゲ側の二枚舌は明白である。結社法はSPD系の女性労働者協会を締め出す口実に使われていた。労働者協会とは区別して政治的協会の排除をうたいながら、実際にはSPD系という政治的傾向を口実にして労働者の女性協会を排除したのである。ここでの問題の核心は、現実に発展しつつある労働者女性運動にたいして、市民女性運動の側がいかなる関係をもつのか、という点にあった。そこには、市民女性運動と労働者女性運動との合流により、階級を超える女性運動を発展させるのか、あるいは中間層女性の利害に立つ市民女性運動としての性格を固守するのか、女性運動の性格を左右する問題が含まれていたと思われる。

急進派の仕掛けたこの論争は、しかしカウナーの記憶違いもあり、煮詰められないまま収束される。その間の事情は、1904年1月29日づけカウナーのBDF幹部会あて手紙⁽¹¹⁾に示されている。それによれば、第四回総会でランゲは、「記憶の欠如」という非難をカウナーに投げかけ、シュトリットも当該女性について思い違いのあることを指摘した。これに乗じてシュミットにより、「真実でない主張」のレッテルが張られる。そのためリューダスが、1894年総会の議事録閲覧を会長シュトリットに申請し、それをカウナーは「病気と仕事の負担」のため最近よ

うやく読み終えたとしている。この議事録によれば、モルゲンシュテルンが「社会主義的協会」の加入を認めるべきという提案を行い、これにはシュミット、クナウク・キューネ、フォン・フォレスターが反対する。賛成意見はギツィスキーが述べ、これをカウラー、シュヴェーリン、ミースナー、ゲバウアーが支持する。この議事録をもってカウラーは、彼女たちの主張が「完全に事実と合致している」ことは明白であるとし、BDFの全構成員に彼女の手紙を届けるよう要請している。

これをうけてシュトリットは、BDF幹部会員への回状に、つぎのようにそえる。「しかし私は、Fr.カウラーの一言一言が私たちの主張を認めるものであることに注目したいと思います。・・・議事録からつぎのことは完全に明らかです。第一に、女性労働者協会ではなく社会民主主義者の協会、つまり完全に政治的な女性協会のみが排除されたこと。第二に、Fr.カウラーは名前を間違え、Fr.I.クナウク・キューネは抗議者のなかに含まれていなかった」⁽¹²⁾と。

たしかに第二点は明白なことであり、また第一点も言葉の問題としてはシュトリットの言うとおりである。それにもかかわらずカウラーが、自分の側に正しさを認めるのは、「社会主義」という言辞をあげつらって現実にある主要な女性労働者協会を排除した（する）ことは、女性労働者協会の排除以外のなにものでもないという、一貫した思いのゆえであろう。

もちろん、市民女性運動の多数派のみならず、ツエトキン指導下のプロレタリア女性運動も、むしろより先鋭に階級的立場を押し出し、市民女性運動への敵対視を強めていた⁽¹³⁾。したがって、二つの女性運動を架橋する現実の見通しはきわめて狭められていた。それにもかかわらず、急進派はなにゆえに共同行動路線にこだわり続けたのか。その解答を、ここで全面的に与える用意はない。さしあたり指摘できることは、一つは急進派が多様な女性労働者問題と緊密なかかわりをもち続けていたことである。たとえば1896年既製服女工ストライキへの支援に始まる家内労働者問題への継続的取り組み⁽¹⁴⁾、婦人福祉協会のイニシアティヴによる「売り子」のための「座る権利」の闘い、さらに1900年前後に始まるウェートレスや奉公人問題での取り組みは、現実に左派市民女性とSPD系女性の協力によって開始される⁽¹⁵⁾。働く女性は工場労働者だけではない。むしろ、営業法適用外のさまざまな女性労働、とりわけ最底辺の女性営利労働としての売春問題をふくむ、多様な女性労働者問題に急進派の目が据えられていたことが、大きな要因であったと思われる。カウラーが述べているように、これら女性労働者問題の解決には、労働者女性運動との提携が不可欠と考えられていたのである。

また固有の女性問題、すなわち家族と性の領域において、性抑圧の克服のために共同のフロントをめざすことは、急進派の綱領的立場に他ならなかった。つぎに、婚姻・家族法問題についてする急進派の取り組みをみてみよう。

注

(1) Vgl. Lüders, op. cit., S.57.シュミットは1833年に生まれ、1902年ベルリンに死す。17歳で女教

師の国家資格を得、ライプツィヒで教員生活を送る。ツェトキンは彼女の最も有名な生徒である。1865年にルイーゼ・オットーと知り合い「全ドイツ婦人協会」を設立、1890年「全ドイツ女子教員協会」を設立、1894—99年はBDF会長をつとめる。

(2) Cauer, op. cit., S.79f.

(3) Vgl. Lüders, op. cit., S.67f.

(4) Zit. nach Gerhard, op. cit., S.179.

(5) 以上について、Vgl. ibid., S.181-185. この会議についての社会学者ジンメルの論評も参照。Vgl. Georg Simmel, *Der Frauenkongreß und die Sozialdemokratie*, 1896, in: ders., *Schriften zur Philosophie und Soziologie der Geschlechter*, hrsg von H.-J. Dahme u. K. Ch. Köhnke, Frankfurt M. 1985, S. 133-138.

(6) Cauer, op. cit., S.95. フリードリヒ・ナウマンに忠実な女性W.との会話で、ナウマンは女性問題において一貫性をもたず、彼の社会民主党攻撃もキリスト教的ではないと話したという文脈で記されている。このW.が誰なのか特定できていない。

(7) Vgl. Die 4. General-Versammlung, BDF in Dresden, II. Bericht, in: HLA, Karton 58, Abt. 16, I, Film 58-258-10. リュネブスカの生年は不明、プロイセン国民学校の女教師で、とくに学校教育への性教育の導入に尽力する。

(8) 以上の経過については、Centralblatt, Jg.2, Nr.15, S.114f, in: HLA, Karton 58, Abt.16, I, Film 58-258-9. 「長い討論で二時近くになる」としめくくられている。

(9) Vgl. Centralblatt, Jg.2, Nr.17, S.133f, in: HLA, Karton 58, Abt.16, I, Film 58-258-9.
モルゲンシュテルンは1831年生まれで1909年死す。「ベルリン主婦協会」の設立者で、皇后アウグスタを崇拜した君主主義者。しかし同時に1896年ベルリン国際会議では急進派サイドに立ち、また「ドイツ平和協会」で平和主義者としても活動する。
クナウク-キューネは1850年に生まれ1917年に死す。女教師で、医師のR.クナウクとの離婚後に活動に入り、1900年にプロテスタントからカトリックに移り、「カトリック婦人連盟」の設立者の一人になる。

(10) Die Frauenbewegung, Jg.6, Nr.23, S.180, in: HLA, Karton 58, Abt.16, I, Film 58-258-10.

(11) Der Brief Minna Cauers am 29. 1. 1904, in: HLA, Karton 13, Abt.4, Film 13-47-2.

(12) Das Anschreiben Marie Stritts am 4. 2. 1904, in: HLA, Karton 16, Abt. 5, III, Film 16-63-316-44. シュトリットは1855年生まれ、1928年ドレスデンに死す。父Baconは弁護士で長らく帝国議会議員をつとめる。マリーは長女でウィーンの音楽学校に学び舞台人として活躍、1879年にオペラ歌手アルバート・シュトリットと結婚する。1889年に舞台を去ってドレスデンに落ち着き、女性運動に従事する。1894年女性法律保護協会をドレスデンで設立、1896年BDF幹部会員、1899—1910年の間は同会長をつとめる。

(13) 1896年ベルリン国際会議の二週間後に開かれたSPDゴータ党大会で、周知のごとくツェトキンは、女性運動を階級闘争の一環とする性格規定を行う。プロレタリア女性の最終目標は、「男性との自由競争ではなく、プロレタリアートの政治支配を導くこと」であり、市民女性運動の要求を支持する場合も、その要求実現は「目的のための手段」にすぎない、と。Clara Zetkin, *Nur mit der proletarischen Frau wird der Sozialismus siegen!*, 1896, abgedruckt in: Karin Bauer, Clara Zetkin und die proletarische Frauenbewegung, Berlin 1978, S.210f. 松原セツ訳著『クララ・ツェトキンの婦人論』啓隆閣、1969年、29頁。個人的にはツェトキンとカウナーの交際は続いており、1911年11月12日のカウナーの日記には、ツェトキンが訪れて4時間ほど話すといった記述がみられる(Cauer, op. cit., S.157f.)。社会主义女性運動については、Heinz Niggemann, Emanzipation zwischen Sozialismus und Feminismus. Die sozialdemokratische Frauenbewegung im Kaiser-

reich, Wuppertal 1981およびエヴァンズやバウアーの前掲書、また伊藤セツ『クララ・ツェトキンの婦人解放論』有斐閣、昭和59年、を参照。これまでのところ、ブラウンやヘンリエッテ・フルトら S P D 内右派女性の研究は空白地帯をなす。

- (14) ベルリンではシュヴェーリンらが集会を開く。ドレスデン女性法律保護協会はストライキ資金を集め援助する。家内労働者問題で重要な役割を果たしたのは、とりわけエルゼ・リューダスやアリーセ・ザーロモンらである。Vgl. Protokoll der Verhandlungen des ersten Allgemeinen Heimarbeiterschutz-Kongresses, Berlin 1904; Else Lüders, Heimarbeitfragen in Deutschland. Bericht an die Internationale Vereinigung für gesetzlichen Arbeiterschutz, Berlin 1910.一條和生『ドイツ社会政策思想と家内労働問題』御茶の水書房、1990年、102、116、130、134、189頁。
- (15) Vgl. Gerhard, op. cit., S.238f.

3 急進派と婚姻・家族法問題

B D F が直面する最初の課題は、ドイツ民法典草案の家族法問題である。草案は完全に家父長的な家族法を維持し、法的にも経済的にも妻を夫の支配下においていた。これにたいする闘いのイニシアティヴは左派によって発揮される。機関誌『女性運動』は、この闘いの経緯を克明に伝えている。

まず1896年2月5日に開始される家族法の帝国議会審議について、B D F 法律委員会委員長のマリー・ラシュケが、つぎのように記す。「草案の家族法にたいし、私たちのプロテストが影響を与えている。その作用は、すべての党派の演説のなかに現れている」。党派別では、中央党にはいかなる支持も期待できない。社会民主党は男女の法的平等と婚外子規定の変更という点で完全に一致している。個々の自由主義グループは、基本的に草案に満足している。しかし、一部に離婚法の改革を求める動きもある。このような状況において、会期内での法案成立は無理であり、いまこそ「すべての協会は活動につくべし」⁽¹⁾と。

2月16日には、カウラーとビーバーベームが主催する国民集会が開かれる。「市民女性が国民集会を開くことはまれ」であり、「まさしくこの集会は女性問題への関心がどんなに大きいを証明した」。集会の議長はカウラーが務め、シュトリットが「民法典草案における女性の地位」と題して講演を行なう。シュトリットは、素人=女性の立場から家族法を問うと前置きし、家族財産法と婚外子の法的地位を問題にした。すなわち、妻財産にたいする夫の管理用益権は、女性の経済的な従属を永続化して、社会的および道徳的な屈従を強制し、また婚外子の差別規定は、弱い側の女性と子どもに責任のすべてを押しつけて、伝統的な二重道徳を強化するものである、と⁽²⁾。

しかし、議会の委員会審議は中央党に先導される。ラシュケにより、「中央党は夫の婚姻支配の権利をせばめようとしない。妻の唯一の権利は『黙って耐える』ことにあるとする」⁽³⁾と弾劾される。しかし、国民自由党と保守派をも合わせた多数派により、「婚姻の家父長的性格」は貫かれる。委員会審議を経て第一読会は終了し、その結果をうけて5月末のB D F 第二回総会

(カッセル)は、以下の決定を出す。長文ではあるが、家族法問題にたいするBDFの基本認識が示されているので、全文を引用しておこう。

「民法典草案の家族法にかんする委員会審議の不十分な結果に直面し、ドイツの女性が味わっている深い幻滅の感情をBDFは緊急に表明しなければならない。参考すべき資料は多くあり、他の文化諸国民の近代的立法に照応した規範化の関心を、全国民が否定すべからざるものとして表明した。この関心は、帝国議会の総会においてさまざまな党派から理解をもって受け止められた。さらに著名な諸氏やわが国民の指導者たちが、私たちの正当な要求に賛意をもって応えてくれた。したがって、委員会の審議において私たちの要求により大きな理解と考慮が払われるものと確信していた。それだけに、逆転した事態にいたっていることは、まことに残念である。わが女性の名において、私たちは私たちの請願のなかで示した公正という明確な要求にたいして、これを無視する差別にはっきりと抗議する。そして、わが祖国のあらゆる地方で、ドイツ女性はこの抗議に参加するであろうという確信を表明する。この抗議は女性の利益のみならず家族の利益であり、したがってドイツ国民全体の利益である。すでに以前から、女性の地位向上をおおよそ文化一般の向上と同一視している他の諸国民にたいし、まさしく私たちの国民的名誉の問題である」⁽⁴⁾。

要点は、第一に他の西欧諸国の近代的立法を参考にして真剣な検討を尽くすこと、第二に公正の原則を貫き女性の地位向上をはかること。この二点が、完全にネグレクトされてしまっているというプロテストである。BDF総会は新たに9名の法律委員を選出し、宣伝強化の体制をつくる。委員会の中心は、ラシュケ、カウアー、シュトリット、ビーバーべーム、アウクスブルクら急進派の面々であった⁽⁵⁾。法律委員会はただちに「呼びかけ」を発する。「最も短い期間で、民法典が国民議会によって可決されるにちがいない。その家族法にたいしては、多くの女性や男性が、侮辱的で時代に合わず文化を阻むものと非難しているにもかかわらず」と。批判の中心は、婚姻によって女性が法的に未成人化されることにある。とりわけ、「他の諸国民のすべての立法が拒否している」、妻財産にたいする夫の管理用益権の規定である。「1.7億の人間が今日では財産分離へと改宗している。6千万人のみが・・・粗野な力の支配にもとづく、妻財産の夫による管理の下で暮らす」ことになる。この財産への無権利と子どもへの無権利、この二点において、「ドイツの婚姻は改めて奉仕・支配関係(Dienst-und Vogteiverhältniss)を刻印する——これは他の諸国民にたいする恥さらしである。これにより、私たちの国民生活は後に引き戻される——人間の最も神聖で内面的な諸関係から強制と法の圧力を削除し、性道德の条件として自由を、持続的愛の前提として同権を、家族の基盤として愛を是認する、そのような文化諸国民の列から締め出されることに他ならない」と⁽⁶⁾。このように女性運動の側からすれば、西欧のなかでも特殊に時代おくれの反動的婚姻法が、女性の声に一切耳を傾けることなく、もっぱら男性の手によって可決されることへの危機感があった。そこで、BDF法律委員会を中心に、秋まで延長して審議を尽くすよう6月16日に請願が行なわれる⁽⁷⁾。しかし、帝国議

会は夏休み前に第二、第三読会を終了することを決め、6月後半の第二読会において家族法の個別条項が採択される。カウラーは男性議員の知性と倫理性にたいする深い絶望感を表明している。「ドイツ国民は民法典をもつことになる。それは、女性の意見を聞くことなしに成立する。帝国議会の審議は、男性諸氏がこのことを検討することも考慮することもありえないことを証明した。彼らには、しばしば倫理的真剣さ、知識と責任感が欠けている」と⁽⁸⁾。

6月29日にはベルリンで国民集会が再度開かれる。期待に満ちていた2月の集会とは異なり、今回は文字どおりの抗議集会であり、「初めてドイツの女性がその権利のために一致した闘いにつくことができることを示した」⁽⁹⁾。この時期には署名も取り組まれ、一挙に2万名が集約される⁽¹⁰⁾。『女性運動』の編集部は、8月に入ても署名や小集会の継続を呼びかける。「アクションがもはや役立たないという考えは誤りである。まさしく逆に、以前にもましてエネルギーに、一貫性をもって系統的に活動しなければならない。民法典は1900年に初めて発効する。幾千万の署名を伴う請願のみが、当該条項を変更する影響を及ぼしうる」⁽¹¹⁾と。9月には、法律委員会により新しい請願署名が開始される。「新民法典は、この数十年間の社会発展のすべてに矛盾し、近代文化国家にあっては当然のものである、経済的自立と家族のなかでの地位を妻に許さない」とし、以下の修正要求を提示する。①夫婦財産法としての財産分離の導入、②父の後ではなく共同での母の親権行使、③未婚の母の親権、および実の父にたいする婚外子の請求権、である⁽¹²⁾。翌年3月にラシュケは、署名が低調な理由として、もはや可決されたBGBにたいし発効阻止はできないという考え方をあげ、つぎのように言う。「たとえそうであるとしても、BDFの要求をドイツ国民の大部分が支持し、何百万の臣民が時代にふさわしい家族法を要求しており、BGB家族法は多くの人びとの意識にそぐわないことを、新しく選ばれる帝国議会に示さねばならない」⁽¹³⁾と。

しかし、署名運動に立ちふさがる壁の厚さは、すぐに明らかになる。1898年に入ってケーテ・シルマッハーは女性運動の扇動にたいする反対意見をとりあげる。「法律は大衆の要求にそって創られる。ドイツの女性大衆はその現在の法的地位に満足しているし、1900年からの新しい地位にも満足するだろう。扇動は放っておけばよい。それは不満をもつ少数者にすぎない」という声である。この反対意見にたいしてシルマッハーは、つぎのように言う。「これはまったく正しい。私たち不満派はまったく少数である。しかし、私たちは少なくとも自分の法的地位を知っている。そして、それゆえにまさしく不満派なのである。たしかにドイツの女性大衆は満足しているようにみえる。しかし、それはもっぱらただ無知によるものである」。したがって、無知を破壊する扇動こそが必要である、という⁽¹⁴⁾。

そのような扇動の一環としてアウクスブルクは、BGB家族法を10回で解説する女性のための法律コースを、参加費12マルクで組んでいる⁽¹⁵⁾。しかし、女性大衆が法的無知から脱却して家族法への理解を深めていく過程は、けっして一挙に進行しうるものではない。1900年の民法典発効とともに、近代化に失敗して再び制度化された、女性にとって屈辱的な婚姻法を、した

がってドイツ国内で自分が婚姻関係に入ることを是認するのか否かという、実践的な問題がふりかかることになる。

「法律婚か自由婚か」という公開書簡において、この問題にアウクスブルクは最もラディカルな解答を与える。その論旨は、つぎのように要約される。第一に、女性にとり法律婚は、名前や自己決定権の放棄のみならず、金銭的従属と子どもへの無権利を意味する。したがって、自分を大切にする女性にとり法律婚は不可である。第二に、法律上の特権を乱用しないような夫であれば良いのではないかという立場がある。しかし、いかなる場合も、姓の変更という点では法律婚の作用を阻止しえない。その下で人間へと成長する姓は、それ自体が自分の構成要素であり、古い上着を新しいものに取り替えるように簡単に変えられてよいものではない。第三に、民事婚による自己放棄よりも、自由婚の受難の方がましである。なぜなら、自由婚を公然と幾多の女性が宣言するならば、婚姻法は空洞化されて、法律変更への道が開かれていくからである、と⁽¹⁶⁾。

このように、いわば法律婚にたいする一種のストライキとして、自由婚=事実婚という実践的な課題が理論的に展望される。それだけに、婚外子の法的地位や風紀=性道徳にかかわる問題が、いっそう切実なテーマとして浮かび上がってくる。ここに民法典の発効とともに、女性運動の中心テーマは刑法改革問題へと移っていく。

注

- (1) Marie, Raschke, Reichstagseindrücke, in: Die Frauenbewegung, Jg.2, Nr.4, 1986, S.40. ラシェ自身、家族法草案の婚外子規定と夫婦財産法を批判する論説を書いている。Vgl. Raschke, Das deutsche Recht und das vierte Gebot in: Die Frauenbewegung, Jg.2, Nr.1 S.3f.; Das eheliche Güterrecht, in: Die Frauenbewegung, Jg.2, Nr.2, 1896, S.33f. BDFの闘いの要約としては、M. Stritt, Rechtskämpfe, in: H. Lang u. G. Bäumer (Hg.), Handbuch der Frauenbewegung, II. Teil, Berlin 1901, S.134-153.なおSPD系の資料集として、Vgl. Thomas Vormbaum, Sozialdemokratie und Zivilrechtskodifikation. Berichterstattung und Kritik der sozialdemokratischen Partei und Presse während der Entstehung des Bürgerlichen Gesetzbuchs, Berlin/New York 1977.
- (2) 以上について、Das Recht der Frau, in: Die Frauenbewegung, Jg.2, Nr.5, 1896, S.48-50.
- (3) M. Raschke, Aus dem Reichstag, in: Die Frauenbewegung, Jg.2, Nr.10, 1896, S.98.
- (4) Beschuß des Bundes deutscher Frauenvereine in Sachen der bürgerlichen Gesetzbüches, in: Die Frauenbewegung, Jg.2, Nr.11, 1896, S.111.
- (5) Vgl. Aufruf!, in: Die Frauenbewegung, Jg.2, Nr.11, 1896, S.115.
- (6) Ibid., S.114.
- (7) この請願は、BDF法律委員会、ドレスデン女性保護協会、アウクスブルクを代表者とするミュンヘン女性運動によって平行してなされる。Vgl. Zum Bürgerlichen Gesetzbuch, in: Die Frauenbewegung, Jg.2, Nr.13, 1896, S.128.
- (8) M. Cauer, Unsere Volksvertretung vom 19.-26. Juni 1896, in: Die Frauenbewegung, Jg.2, Nr. 13, 1896, S.126.

- (9) Die Protestversammlung zu Berlin am 29. Juni. 1896, in: Die Frauenbewegung, Jg.2, Nr.13, 1896, S.136-138, hier S.136.この集会を『女性運動』は「ドイツ女性運動における転換点」とし、詳細に報告している。
- (10) Vgl. Zum Bürgerlichen Gesetzbuch, in: Die Frauenbewegung, Jg.2, Nr.14, 1896, S.139.署名の集約はカウアーとビーバー-ペームあてになっている。
- (11) Zum Bürgerlichen Gesetzbuch, in: Die Frauenbewegung, Jg.2, Nr.15, 1896, S.146.
- (12) Petition an den Reichstag, in: Die Frauenbewegung, Jg.2, Nr.19, 1896, S.173.
- (13) M. Raschke, Dringende Bittel, in: Die Frauenbewegung, Jg.3, Nr.5, 1897, S.62.
- (14) Käthe Schirmacher, Zur Agitation gegen das Bürgerliche Gesetzbuch, in: Die Frauenbewegung, Jg.4, S.74-76, hier S.74. 1898年10月初のBDF第三回総会(ハンブルク)で、ラシュケは10万の署名を帝国議会に送らなければならないと演説する。この総会では、委員会が独自に請願をBDFの名で行なえるか否かについて長時間の討議がなされ、それは出来ないとされる。ラシュケはユリストへの資格試験の準備のため法律委員会委員長の地位を降りる。代わりにアウクスブルクが提案されたが、彼女も引き受けられず、委員長人事はもちこされる。Vgl. Hamburgischer Correspondent am 6. 10. 1898, in: HLA, Karton 58, Abt.16, I, Film 58-257-3. 1900年のBDF第四回総会(ドレスデン)では、1899年6月に5万名の署名をそえて帝国議会請願を行ったとの報告が法律委員会によってなされる。Vgl. Die 4. General-Versammlung. II. Bericht, in: Die Frauenbewegung, Jg.6, Nr.23, 1900, S.180.
- (15) Mitteilungen, in: Die Frauenbewegung, Jg.5, Nr.3, 1899, S.33.
- (16) A. Augspurg, Ein typischer Fall der Gegenwart [gesetzliche oder freie Ehe]. Offener Brief, in: Janssen-Jurreit (Hg.), op. cit., S.101-107.

4 刑法218条(墮胎罪)問題

刑法改革問題への着手は、1902年のBDF第五回総会(ヴィースバーデン)に始まる。この総会で廃娼グループから刑法361条6項売春統制規定の削除要求が提出され、総会は反対3票を除く賛成多数で可決する。またラシュケが法律委員会報告で、次期委員会の課題として目前に迫っている刑法典改革をあげ、女性に不利な条項を明らかにする必要を説く。そのための解説書の作成をリシュネブスカが提案し、これを総会として法律委員会に委託するという提案をザーロモンが行なって可決される⁽¹⁾。法律委員会は、カミラ・イエリネクを中心に行なう。

委員会案の作成過程については、1905年10月9日イエリネク講演「刑法改革と218・219条」⁽²⁾から、一定の状況をうかがうことができる。この講演でイエリネクは、まず第一に、彼女自身が法律委員会の委員に就任した2年前には、刑法218条破棄という考えはまったくなかったことを告白している。委員としての意見を求められ、「長期に考え抜いた結果」この問題についての結論に達したと。第二に、この要求にたいしては、ラシュケが「何年か前に218条の原則を擁護し、女性自身の陣営からも反対が強い。ランゲやゲルトルート・ボイマーも反対の立場を取っている。彼女たによれば、墮胎の自由化は、人口の危機、性行為の無責任化、「生命の芽をつみ取る非人間的強制」による女性の健康障害をもたらす。また、この問題で「女性の自己決定権」をもちだすことは、「言葉の乱用」であり、女性運動全体への打撃となると。第三に、これ

ら反対論者たちは、妊婦の生命と健康の危機、および暴行による妊娠の場合にかぎり墮胎を認める。遺伝的障害をもつ夫の場合、墮胎は「以前からある罪の結果を新しい罪によって回避する」(ボイマー)にすぎず、妻が夫を教育して自己支配を貫くべきだ(ラシュケ)、とされる。第四に、これら反対意見にたいしエリネクは、「犯された行為の結果から女性を自由」にする必要は、けっして強姦の場合に限られない現実をあげる。すなわち、「酔っ払って家に帰ってきた夫から逃れられない女たち」「誤って理解している義務感から、体が弱って安静を必要としているときにも夫を拒絶できない妻たち」「職を失わないために、パンを失わないために雇主の犠牲となる娘たち」⁽³⁾と。第五に、そのような現実において、刑法218条が實際には無数に破られていることは誰もが知っていることであり、刑法条項の効果を過大に評価することは誤りである。第六に、未婚の母の場合に顕著なように、父にも道徳的責任がありながら墮胎刑は一方的に女性にのみ課されざるをえず、性の二重道徳と何ほどかのかかわりがある。「男性が子どもを産むことができたとしたら——男性の218条はけっして作られなかつたであろう。このことを私は疑わない」⁽⁴⁾と。最後にエリネクは、「生命の芽」の否定は単純に反倫理的とはみなしえないが、たとえ反倫理的な場合でも刑罰の下におくことはできないとする。なぜなら、「胎芽」は法人格ではなく、したがってそれを否定することは法を侵すことになりえないからである。逆に、刑罰による威嚇は人格性の自由への不当な介入である。したがって、女性運動は打撃を恐れず218条削除を要求すべきである、と。

委員会報告は、1906年B D F第七回総会(ニュルンベルク)に提出される。しかし、委員会案は総会の参加者に「表面的で混乱している」との印象を与える⁽⁵⁾。この総会で焦点になったのは、むしろ組織問題であった。すなわち、急進派は総会代議員の選出基盤を個別の協会(Ver-eine)におけるのではなく、協会の上にある団体(Verbände)におくことを求めた。この問題には、B D Fの指導権をめぐる左右の対立が鮮明に現れていた。総会の直後に、ランゲはつぎのように急進派を弾劾している。「いわゆる『急進派』が夜明け前から会場の左側を自分たちのために確保するといった意識過剰は、自分たちから出すものにはすべてに『進歩的』のレッテルを張り、自分の手のうちにはないものにはすべてに『反動的』という烙印を捺す慣行と同じように、あまりにも子どもじみている」と。そして、急進派路線26協会はB D F200協会の7分の1にすぎず、その目論みは無駄に終わるだろうと⁽⁶⁾。B D F幹部会構成からみても、すでに第七回総会において稳健派優位が明白に示される。もちろん、急進派のみならず稳健派にとっても刑法改革は時代の要請であり、当面する最重要課題の一つになっていた⁽⁷⁾。

かくて1908年のB D F第八回総会(ブレスラウ)は、大会日程のほとんどを刑法改革問題にあてる⁽⁸⁾。ここでは、刑法218条問題にあてられた大会最終日の非公開会議に限定し、議事録にそって討議をみておこう。会議はシュトリットを議長に、まずエリネクが法律委員会多数派の見解を報告する。ついでFrl. Dr. ブルームが民族衛生学者としての立場から218条削除に反対するサブ報告を行なう。これに続き、発言は10分に制限するという提案が出され、その採択を

もって討論が開始される⁽⁹⁾。

まずリシュネブスカが発言する。「わが民族の数を大規模かつ強力に保持するためには、218条を破棄すべきではない。国民(Nation)の未来は母性への女性の意志にある。また女性運動の未来も、もし私たちがこの条項の破棄に踏み込むならば脅かされることになる」と。そして彼女は、この条項の廃止ではなく変更を提案する。「いかなる人種衛生的事情の下で墮胎が認められるのか」として、①暴行、②梅毒、アルコール中毒、肺病患者あるいは他の肉体的ないし精神的に重い病気をもつ者によって妊娠が生じるとき、③生命力のある子を期待できないほど母親の身体が弱っているとき、をあげる。このような場合には、国の設置する医師の委員会(女性を含む)に申請し、この委員会が決定を下して医師により墮胎を行なう。これに反する墮胎は2年までの懲役刑とする、と。

大枠としてリシュネブスカの立場は、刑法218条の維持、法律上許される中絶指標の設定、刑罰の緩和という三点に集約される。この方向での意見は多数表明される。まずFrl.ミュラーは、キリスト教信条の立場から218条削除に反対であるのみならず、国民投票にかけば不成立は確実であるとする。Fr.シェーヴェンは風紀委員会を代表して、同委員会が法律委員会の提案を拒否したと報告する。そして、女性がその身体の主人であるべきというのならば、まずもって「婚姻義務」(民法典に規定された夫婦の性交渉義務)の概念を法律から削除すべきであるという。これにたいし、他の生命を否定することは、もはや自分の身体への権利に属するものではなく、そのような行為は女性の脱道徳化を招く、と。Frl.パッペンハイムによれば、218条削除はむしろ「男性の保護」となり「秘密の売春」を増加させる。彼女はユダヤ婦人連盟の名において、「生命への畏敬心」をもつことがつねに変わらぬユダヤ的倫理の原則をなす、と主張する。

これにたいして法律委員会見解を擁護する側では、まずDr.ドルンがブルーム報告を批判し、218条削除を人口減少につなげるのは短絡した見方であり、むしろ出生率の減少は文明諸国に共通の現象をなすと指摘する。さらにFrl. Dr.シルマッハーは、「いったい誰が子どもに最大のかわりをもつのか。それは女性であり、女性がこの負担を背負わねばならない。それゆえに女性は自己決定権をもたねばならない」⁽¹⁰⁾とする。そして、出生数の減少などは女性の関心事ではなく、国家の利益も個人的立場とはしばしば対立するのであり、自己決定の権利をもつこそが倫理的進歩と言い切る。彼女はアンケートを行い、回答者の8割が218条削除に賛成したとミュラーに反論する。Fr.ハマーシュラークは、シェーヴェンのような立場では避妊も処罰の対象となるのではないか、と切り返す。Frl.リューダスは、ベルリン婦人福祉の幹部会がリシュネブスカの見解を共有するものではないと説明し、子を産む女性の意志は刑罰条項がなくても息絶えないと主張する。Frl.シュライバーは社会的貧困や未婚の母の問題が考慮されていないとして、218条の階級性を強調する。すなわち、「この刑罰は豊かな女性には該当しない。未婚の母を追いつめることは人間的でもキリスト教的でもない。刑法によって健全で倫理的な民族が育成されるわけではない。それは扶助によってのみなされる。刑罰の破棄に賛成することは、

墮胎に賛成することを意味するものではない。墮胎の源をこそ断たねばならないのであり、これ自体を罰するべきではないのです」⁽¹¹⁾と。Fr.フリーゼ-シュミットもイエリネクを支持し、「私たちの行動の実態に言葉を重ね合わせる誠実さと勇気」をもつように訴える。

以上に触れた論者たちの他に、法律委員会にたいする反対意見は、ボイマー、Fr.ノイハウス（カトリック婦人連盟）、Fr.ティンツマン（プロイセン国民学校女子教員協会）、Fr.パップリツ、ミュンスター伯爵夫人から出される。賛成意見はFr. Dr.シュテッカー、Fr.ヴェーダーから出る。そして、ボイマーによって提案された法律委員会案の採択がおこなわれ、「大きな少數」⁽¹²⁾をもって否決される。その後に、短い討論のあとでDr.ヴェスタークムプラの提案に、リシュネブスカによる修正が加えられ、彼女の当初提案に近い線が総会の決定となる。

この決定にもとづき、「刑法典および刑事訴訟法改革のためのB D Fの請願」が法律委員会に委託され、イエリネクによって作成される。この経緯を踏まえつつ、「提案されている現在の形において、請願は真剣で熱心な成果である」⁽¹³⁾と、左派の『女性運動』は総括する。これにたいしてボイマーは、「生命の芽の否定というような、基本的見解がまったく異なるはずの問題がしばしば議題とされるならば」、ドイツ女性運動の統一性が危機に瀕する、とふりかえる。つまり、「この問題では宗教的信念が完全に決まった立場を与える——福音・カトリック・ユダヤ女性運動の三人の代表者たちは、彼女たちの世界観からそれぞれ一致してこれを強調している——ことを度外視しても、原理的に個人主義のモラルと原理的な義務モラルとの間に、この点についてはいかなる妥協の可能性もない」。6時間の討論後に、あたかも議論がなかったかのように誰れも意見を変えなかつたのであり、218条削除の提案は「大きな多数派」をもって否決された、と⁽¹⁴⁾。むしろボイマーにとり、この総会の意義はドイツ福音婦人連盟がゲストとしてではなくメンバーとして参加したことにあった。これによって「B D Fの歴史における重要な瞬間」が記される。それは、たんにB D F勢力の量的な増強のみならず、「B D Fに含まれる思想世界、生活観、価値イデーの拡大と深化」⁽¹⁵⁾を意味する、と。

穩健派指導者にとり、新たに登場してきた宗派女性運動との共同こそ、市民女性運動の発展方向であった。急進派にとり、それは「自由な女性運動の破壊」であり、女性運動が「自らの墓穴を掘る」ことに他ならなかつた⁽¹⁶⁾。まさしく市民女性運動は、その外部に形成された二つの女性運動とのかかわりで、そのいずれの側と共同していくのかという二者択一の前に立たされていた。そして現実には、社会主義女性運動との共同の道が相手側の階級主義によって塞がれていたとき、市民女性運動の比重が全体として宗派女性運動の母性主義に傾いていくのは必然であったといえよう。

とはいひ、宗派女性運動の主力をも含み込んで第八回B D F総会は、西欧の女性運動にとって「最も扱いにくく」「最も危険な課題」⁽¹⁷⁾について、集中的に討議を尽くした。女性の自己決定権にもとづく墮胎罪の廃棄という原理的主張は、ラシュケやリシュネブスカら急進派の中心メンバーのなかからも反対者が出了ように、選挙権や売春統制廃止といった要求よりもいつそ

う理解の困難な問題であった。それにもかかわらず、ともかくも一致点にもとづく一定の改革プログラムへの道が開かれた。合法的な中絶指標の明確化という現実的な解決の方向を示した点において、非公開会議を締め括ったシュトリットの結びの言葉が、第八回総会の意義を象徴しているように思われる。すなわち、「アリケートで激しい見解の対立にもかかわらず、討論は高い倫理的真剣さをもって行われ、しかも完全に高度な水準で展開された——したがって、その主張を決定にすることができなかつた者も、この決定を一つの到達点としてうけとり、その課題にたいして女性がいかに成長したかを共に喜ぶことができる」⁽¹⁸⁾と。

注

- (1) Vgl. Centralblatt, Jg.4, Nr.14, 1902, S.107 u. 115; Centralblatt, Jg.4, Nr.16, 1902, S.121, in: HLA, Karton 59, Abt.16, I, Film 59-259-3.この総会には112人の代議員が139の協会を代表して170票をもって参加している。
- (2) Camilla Jellinek, Die Strafrechtsreform und die §§ 218 und 219 StGB, 1905, in: Janssen -Jurreit, op. cit., S.165-177.刑法218条は「自己の胎児を故意に墮胎し、あるいは母胎のなかで殺す妊婦は5年までの重懲役」、酌量軽減すべき事情のあるときは6月以上の軽懲役、また妊婦の同意をもって妊婦に墮胎の手段を行使し墮胎させた者も同罪とする。219条は墮胎のための手段を妊婦に与えて報酬を得た者は、現にそれを行使して墮胎がなされるなら10年までの重懲役としている。リストは単純墮胎と報酬墮胎に分類し解説している。Vgl. Franz v. Liszt, Lehrbuch des Deutschen Strafrechts, 20. Aufl., Berlin 1914, S.336-339.
- (3) イエリネクは1860年に医師Wertheimの娘としてヴィーンに生まれ、1940年ハイデルベルクに死す。1883年に自由主義法学者ゲオルク・イエリネクと結婚し、夫のハイデルベルク大学招聘とともに、1890年に同大学で哲学・法律学を聴講してBD Fに参加する。1900—1933年の間ハイデルベルク女性法律保護協会の会長をつとめ、1907年にBD F法律委員会の委員長、1915年に同幹部会員の地位に就く。
- (4) Ibid., S.172.なお、この年の1月には母性保護連盟が発足している。直接のきっかけは、1904年11月30日のカウアー、アウクスブルク、ハイマン、リシュネブスカ、シュテッカーよりなる進歩的女性協会連合幹部会において、後二者が提案した「愛・婚姻・母性問題を研究する特別委員会の設置」という提案が否決されたことにあった。そのため二人は、「新しい倫理」と未婚の母のための独自の運動体をつくり、「左派の外」(Linksaußer) グループが形成される。Vgl. Berdi Nowacki, Der Bund für Mutterschutz 1905-1933, Dissertation, Husum 1983, S.12; Meyer-Renschhausen, op. cit., S.321.
- (5) Petition des Bundes Deutscher Frauenvereine, besprochen von Adelheid von Welckeck, in: Die Frauenbewegung, Jg.15, 1909, S.188.委員会案は218条削除、219条維持という方向で出され、一貫性を欠くように映った。Vgl. Jellinek, op. cit., S.169f.
- (6) Helene Lange, Zur Nürnberger Bundes-Tagung, in: Die Frau. Monatsschrift für das gesamte Frauenleben unserer Zeit, Jg.14, 1906-07, S.106-108, hier S.107 (以下ではDie Frauと略記)。この総会に向け、パップリツら右派がシュトリット降ろしを企て、争いを好まないシュトリットは「おそらく再び私に下されるであろう連合会長への選出を引き受けうる状況はない」(Anschriften Marie Stritt am 21. 8. 1906, in: HLA, Karton 16, Abt.5, III, Film 317-27) と代議員

にあらかじめ表明していた。パップリツを中心とするドイツの廃娼運動は、英仏路線とはことなつて売春統制を受け入れる傾向を、1903年以降に強めていく。結局、パップリツの企ては成功せずシュトリットが再選されるが、幹部会はパップリツ、彼女が会長に推したマリアンネ・ヴェーバー、フォン・フォルシュター、ザーロモンらによって占められる。詳細については、Vgl. R. J. Evans, *The Feminist Movement in Germany 1894-1933*, London 1976, S.150f.

- (7) 雑誌『婦人』にも、「わが刑法典は近時の必要性にもはやそぐわないという感情を多くの人びとが強めている」(Thiesing, *Die Reform der Strafgesetzgebung. Ein Überblick*, in: *Die Frau*, Jg. 14, 1906-07, S.615-622, hier S.615.) という論説が出される。
- (8) 総会日程はつぎのごとくである。10月 7 日 (水)「刑法改革と女性」①一般的導入 (シュトリット), ②限定責任能力(ラシュケ), ③性犯罪(M.ベネヴィッツ, シェーヴェン), ④売春と仲介(パップリツ)。10月 8 日 (木)「刑法改革と青少年の処遇」①精神障害者 (A.シュライバー), ②刑法の成人年齢引き上げ (A.シュルツ), ③保護観察制と青少年裁判 (A.v.ヴェルスツェク) ④公開総会のまとめ。10月 9 日非公開会議「刑法217・218・219条にたいする連合の態度についての討論と決定」(イエリネク, ブルーム)。Vgl. *Einladung zur VIII. Generalversammlung des Bundes Deutscher Frauenvereine*, in: *Centralblatt*, Jg.10, Nr.12, S.90 (HLA, Karton 62, Abt.16, I, Film 62-267-1). 刑法217条は嬰児殺しであり、総会では刑罰の軽減という方向で一定の議論がなされる。
- (9) 以下の議論については、Vgl. *Protokolle. Die General-Versammlung des Bundes Deutscher Frauen-Vereine*, S.34-40, in: HLA, Karton 62, Abt.16, I, Film 62-267-4. 討論の要約については、Vgl. *Centralblatt*, Jg.10, Nr.17, S.130, in: HLA, Karton 62, Abt.16, I, Film 62-267-1.
- (10) Ibid., S.36f.
- (11) Ibid., S.39. 1907年10月進歩的女性協会連合はリシュネブスカとシルマッハーの提案により BDF加入を決定する。カウアー, アウクスピルク, ハイマンはこれに反対で幹部会を降りる。代わって会長ハマーシュラーク, 副会長シルマッハー, 幹部会員にフリーゼ-シュミット, ヴェルスツェクらが選出される。Vgl. Greven-Aschoff, op. cit., S.232. これらのメンバーをふくめ、一方の論陣の側はいずれも母性保護連盟のメンバーであった。この問題についてシュテッカーは600人にアンケートを発送し、120を回収して発表している。「自己決定権」にもとづく完全削除に賛成する女性は、シュトリット, シュライバー, H.ドームなどにかぎられ、たとえばフルトは妊娠5月まで、妻は四回目以上の妊娠の場合にかぎるといった条件をつけていた。Helene Stöcker, *Strafrechtsreform und Abtreibung. Eine Enquête*, in: *Neue Generation. Publikations-Organ des Bundes für Mutterschutz*, Jg.4, Nr.11, 1908, S.399-410. 母性保護運動に参加した男性の中心は民族衛生学者たちであり、「民族衛生」や社会ダーウィン主義とフェミニズムとの雑居状態が、この運動の特徴をなす。したがって218条をめぐり、左派女性の一部をもふくむ民族衛生・人口・家族論的立場が女性の自己決定論と対立した。Vgl. M. Janssen-Jurreit, *Sexualreform und Geburtenrückgang - Über die Zusammenhänge von Bevölkerungspolitik und Frauenbewegung um die Jahrhundertwende*, in: A. Kuhn u. G. Schneider (Hg.), *Frauen in der Geschichte I*, 2.Aufl., Düsseldorf 1982, S.56-81, hier S.67ff.
- (12) *Centralblatt*, Jg.10, Nr.17, S.130.
- (13) *Petition des Bundes Deutscher Frauenvereine*, op. cit., S.188.
- (14) Gertrud Bäumer, *Zwei Frauenkongresse*, in: *Die Frau*, Jg.16, 1908, S.65-72, hier S.71.
- (15) Ibid., S.72.
- (16) *Zur Reorganisation des Bundes*, abgedruckt in: *Die Frau*, Jg.16, 1908, S.174f.
- (17) 第一次大戦後にBDF会長となったマリアンネ・ヴェーバーは、社会主義者の側からの中絶自由化の動きに直面してBDFの態度表明を迫られ、この問題の難しさをつぎのように述べている。「法

外な困難はつぎの点にあります。この刑法規定（さらに361条も同じく）の削除ないし緩和という基本的に正しい要求は、最も普通の女性にさえ極端な倫理的荒廃をもたらしかねないこと。・・・売春や墮胎の処罰がなくなるならば、それらが倫理的にも許されると広範な人たちが考えるということです。無罰化などへの私たちの理由づけを、大衆は理解する力をもたないので」（An-schreiben Marianne Webers am 10. 2. 1921, in: HLA, Karton 19, Abt.5, VI, Film 19-82-334-73）と。他方、ヴェーバーから見解を求められていたイエリネクは再び明確な立場を表明している。「いつまでとか、しかしとかいった一切の条件を抜きに、断固として女性が削除を要求できるならば、それこそが最も立派なことでしょう」と。そして、つぎのように実情を指摘している。墮胎罪の判決は戦前には毎年400～500件、戦後は千人を超す。しかしひルリンだけでも毎年8万件の墮胎が行われ、裁判ざたになるのは80件にすぎず、ドイツ全体では100万件と見積もられ、したがって墮胎罪の適用は千件の内の一つにすぎず完全にザル法であると。Vgl. Antwort Camilla Jellineks am 4. 2. 1921, in: HLA, Karton 19, Abt.5, VI, Film 19-82-334-75.

(18) Centralblatt, Jg.10, Nr.17, S.130.

おわりに

1909年6月にカナダのトロントで、第四回国際婦人連盟総会が開催される。この総会の課題は、家庭と国家における法律上の女性差別を、各国の女性組織が整理してもらより報告することにあった。ドイツについては、BDFを代表してイエリネクが報告を行っている。

イエリネク報告⁽¹⁾は、まず第一の柱として民法の家族法をあげる。差別条項として、夫婦の共同生活における夫の決定権（民法1354条1項）、妻は夫の姓を得る（同1355条）、妻財産への夫の管理用益権（同1363条1項）、親権の父への帰属（同1627条）などがあげられる。さらに、婚外子にたいする父の扶養義務（同1709条）の非実効性や男性裁判官の裁量にもとづく離婚諸条項の不公平化などが指摘される。第二の柱は公法であり、刑法の分野が最初にあげられ、売春統制規定（刑法361条6項）、姦通罪（同172条）、嬰児殺し（同217条）、墮胎罪（同218条）などが示される。また、性の領域における弱者としての女性保護を強化するために、「上司や雇主などが従属関係を利用して行う猥褻行為にたいする刑罰」⁽²⁾などが新たに要求される。同時に、離婚や性の不法行為にあっては、たんに男女の平等という原則からだけでなく、女性の利益を現実に正しく考慮することは女性にしかできないという理由から、裁判官や弁護士への道を女性に開くことが求められる。続いて国家・行政法の分野で、主要には選挙権の問題がさまざまなレベルで指摘される。

ドイツにおける女性差別の法的カタログを提示したこのイエリネク報告は、第一次大戦前ドイツにおける市民女性運動が到達した地点を示すものである。それは、1890年代後半の民法典家族法案にたいする闘いと1900年代に入ってからの刑法典改革論議をとおして、女性運動の担い手たちが自ら法律を学び消化することによって築き上げた到達点であった。これを踏まえて、さしあたり以下の点を本稿の結びとしておきたい。

まず第一に、急進派と稳健派という市民女性運動に含まれる二つの潮流を、エヴァンズのい

うように進歩と反動に二分化して対立させることは、先鋭にすぎるということである。たしかに、両者の間には選挙権への展望や運動の戦術——請願か扇動かという——をめぐる対立があり、これにランゲのカウアー嫌悪に象徴される個人的な対立もまとわりついで、いわば組織的な対立関係が存在していた。しかし、刑法218条問題に示されたように、この対立は自由主義的なフェミニズム（自己決定論）と社会ダーウィン主義（人口・家族論）というイデオロギー的な区分と完全に重なるわけではない。むしろ民族衛生学的志向は、急進派の代表的な指導者の一人であるリシュネブスカにも顕著にみられた。この点で、「市民女性運動の内部におけるイデオロギー形成は、直線的ではなくアンビヴァレントで多角的であった」⁽³⁾という理解が、より妥当性を有すると思われる。そのような多角的なイデオロギー潮流を包摂しつつ、家族法および刑法の性関連規定という固有の領域において、急進派を中心にドイツの市民女性運動はイエリネク報告に結実する共同の改革プログラムを提示することができた。換言すれば、家族のなかの従属的地位と性の二重モラルを克服するという、女性運動の核心的課題において、シュトリットのいうように急進派と稳健派は「遠い目標」を同じくしていたといえよう。

しかし第二に、この目標の実現のために、いかなる女性運動を構想していくのかという点では、決定的な対立と差異が含まれていた。すなわち、一方では社会主義女性運動が組織化され、他方では宗派女性運動の強力な動員が始まるというドイツ特有の条件の下で、市民女性運動はいずれの側に加担して発展するのかという二者択一である。この点で、急進派は労働者女性運動との共同を明確に綱領に掲げていた。しかし、個別的な女性労働者問題において協力関係が維持・発展させられるとしても、自らを階級闘争の手段とする社会主義女性運動の自己規定の前に、階級を超えた一つの女性運動という急進派の全体的な展望は幻想に終わらざるをえなかつた。他方、市民女性の社会参加による実績づくりを重視する稳健派は、結社法を口実にして社会主義女性運動との協力を拒否しつつ、むしろ慈善活動に志向される宗派女性運動に期待していた。宗派女性運動の側でもこれに積極的に応える⁽⁴⁾。したがって、BDFに宗派女性運動が接合し、稳健派を特徴づける母性主義や家族主義の特徴が市民女性運動の全体的な基調として表面化することは、世紀転換期ドイツにおける三つの女性運動の布置状況において、必然のなりゆきであったと思われる。

注

- (1) C. Jellinek, Deutschland. Bericht, in: Women's Position in the Laws of the Nations, Karlsruhe 1912, S.19-35.
- (2) Ibid., S.26.
- (3) Greven-Aschoff, op. cit., S.104.
- (4) BDFへの加入にさいしドイツ福音婦人連盟のP.ミュラーはBDF幹部会の要請に応え、「1903年以降の大きく変化した状況から生じた希望や要求の多くが古いプログラムでは示されていない」とし、プログラム修正を行う。また、婦人参政権を否定するという急進派の攻撃にたいし、つぎの

ように反論している。「ここで明確にしておくべきは、雑誌『女性運動』が運動の目標を選挙権にしかみていないとすることである。もちろん、ここに『進歩派』と私たちの立場の深い相違あることを喜んで承認したい。私たちにとり女性運動の目標とは、女性の労働・価値・影響力を文化促進的で必要なものと認めさせることであり、倫理的法的関係における女性の正しい評価を得ることである」「原理的に私は女性の選挙権を拒否するものではないが、選挙権は私にとり目標のための手段であり、目標ではない」と。Vgl. P. Mueller, Programmrevision, in: Evangelische Frauenzeitung. Organ des Deutsch-Evangelischen Frauenbundes, Jg.7, Nr.11, S.81-83, hier S.82 (HLA, Karton 12, Abt.3, Film 12-39-1).ただし、福音婦人連盟は女性参政権要求に反対して1918年にBDFを脱退する。フレーフェルト、原田一美他訳『ドイツ女性の社会史』晃洋書房、1990年、159頁を参照。